

## 尼崎市指定専門型訪問サービス、指定標準型訪問サービス及び指定介護予防型通所サービスの基準等に関する要領

この要領は、尼崎市訪問型サービス（第一号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「訪問型サービス基準要綱」という。）及び尼崎市通所型サービス（第一号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「通所型サービス基準要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### 第1 基準の性格

- 1 基準は、指定専門型訪問サービス、指定標準型訪問サービス又は指定介護予防型通所サービス（以下、「指定専門型訪問サービス等」という。）の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定専門型訪問サービス事業者、指定標準型訪問サービス事業者又は指定介護予防型通所サービス事業者（以下、「指定専門型訪問サービス事業者等」という。）は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定専門型訪問サービス等の事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定専門型訪問サービス等の事業の指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
  - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
    - ア 指定専門型訪問サービス等の事業の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
    - イ 介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は介護予防支援事業者（以下「介護予防支援事業者等」という。）若しくはそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
  - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
  - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。
- 4 特に、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

## 第2 総論

### 1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

### 2 用語の定義

訪問型サービス基準要綱第2条及び通所型サービス基準要綱第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

#### (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該

事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定専門型訪問サービス事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定専門型訪問サービス事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定介護予防型通所サービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、介護予防型通所サービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

3 指定専門型訪問サービス等と指定居宅サービスの一体的運営等について

指定専門型訪問サービス等に該当する各事業を行う者が、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定専門型訪問サービスの各事業と指定居

宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、居宅サービスにおける各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、指定専門型訪問サービスにおいても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定専門型訪問サービスも、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に指定介護予防型通所サービスの利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。以下同じ。）15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者等10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、第一号事業の基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。

なお、指定専門型訪問サービス等と居宅サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

また、例えば、指定訪問介護サービスと緩和した基準による第一号訪問事業（指定標準型訪問サービス）を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業（指定標準型訪問サービス）については、市長がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。

### 第3 専門型訪問サービス

#### 1 人員に関する基準

##### (1) 訪問介護員等の員数（訪問型サービス基準要綱第5条第1項）

- ① 指定専門型訪問サービス事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定専門型訪問サービスの事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。

② 勤務日及び勤務時間が不規則な訪問介護員等（以下「登録訪問介護員等」という。）についての勤務延時間数の算定については、次のとおりとする。

ア 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等 1 人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。

イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

③ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の訪問介護員等の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

(2) サービス提供責任者（訪問型サービス基準要綱第 5 条第 2 項）

① 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、これについては、指定専門型訪問サービス事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1 人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

ア 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

イ 利用者の数については、前 3 月の平均値を用いる。この場合、前 3 月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3 で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

ア 利用者の数が 40 人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を 40 で除して得られた数（小数第 1 位に切り上げた数）以上とする。

イ アに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

a 利用者の数が40人超200人以下の事業所  
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上

b 利用者の数が200人超事業所  
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上

従って、具体例を示すと別表1に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

③ 訪問型サービス基準要綱第5条第5項は、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定専門型訪問サービス事業所であって、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増すことに支障がないと認められる事業所に置くべきサービス提供責任者の員数について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であること。

イ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、訪問型サービス基準要綱においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。

- ・ 訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。
- ・ 利用者情報（専門型訪問サービス計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること
- ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、②の規定に関わらず、別表2に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

④ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に定める者であって、原則

として常勤のものから選任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

ア 専ら指定専門型訪問サービスの職務に従事する者であること。

イ アにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務については、第2の2の(3)にいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。

### (3) 管理者（訪問型サービス基準要綱第6条）

指定専門型訪問サービス事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。

① 当該指定専門型訪問サービス事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

## 2 設備に関する基準（訪問型サービス基準要綱第7条）

(1) 指定専門型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定専門型訪問サービスの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定専門型訪問サービス事業者は、指定専門型訪問サービスに必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定専門型訪問サービスの事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要は

なく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

### 3 運営に関する基準

#### (1) 内容及び手続の説明及び同意

訪問型サービス基準要綱第8条は、指定専門型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定専門型訪問サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定専門型訪問サービス事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定専門型訪問サービス事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定専門型訪問サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定専門型訪問サービス事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

#### (2) 提供拒否の禁止

訪問型サービス基準要綱第9条は、指定専門型訪問サービス事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要支援度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の専門型訪問サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否することも禁止するものである（ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日老振第76号）の1を除く。）。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定専門型訪問サービスを提供することが困難な場合である。

#### (3) サービス提供困難時の対応

指定専門型訪問サービス事業者は訪問型サービス基準要綱第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定専門型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合には、訪問型サービス基準要綱第10条の規定により、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の指定専門型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

#### (4) 受給資格の確認等

① 訪問型サービス基準要綱第11条第1項は、指定専門型訪問サービスの利用に係る費用につき第一号事業支給費を受けることができるのは、要支援認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定専門型訪問サービス事業者は、指定専門型訪問サービスの提供



の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定専門型訪問サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定専門型訪問サービス事業者は、これに配慮して指定専門型訪問サービスを提供するように努めるべきことを規定したものである。

(5) 要支援認定の申請に係る援助

① 訪問型サービス基準要綱第12条第1項は、要支援認定の申請がなされていれば、要支援認定の効力が申請時に遡ることにより、指定専門型訪問サービスの利用に係る費用が第一号事業支給費の対象となりうることを踏まえ、指定専門型訪問サービス事業者は、利用申込者が要支援認定を受けていないことを確認した場合には、要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、要支援認定を継続し、継続して第一号事業支給費を受けるためには要支援更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定専門型訪問サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(6) 第一号事業支給費の支給を受けるための援助

訪問型サービス基準要綱第15条は、介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第83条の9各号いずれにも該当しない又は尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条第1項に該当しない利用者は、提供を受けようとしている指定専門型訪問サービスに係る第一号事業支給費の支給を受けることができないことを踏まえ、指定専門型訪問サービス事業者は、施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しない又は実施要綱第6条第1項に該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定専門型訪問サービスに係る第一号事業支給費の支給を受けるための要件の説明、介護予防支援事業者等に関する情報提供その他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(7) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン等の変更の援助

訪問型サービス基準要綱第17条は、指定専門型訪問サービスを法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定専門型訪問サービスが介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）又は介護予防ケアプラン（訪問型サービス基準要綱第2条第1項第9号に規定する介護予防ケアプランをいう。）に位置付けられている必要があるこ

とを踏まえ、指定専門型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン（以下、「介護予防サービス計画等」という。）の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために介護予防サービス計画等の変更が必要となった場合で、指定専門型訪問サービス事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画等を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(8) 身分を証する書類の携行

訪問型サービス基準要綱第18条は、利用者が安心して指定専門型訪問サービスの提供を受けられるよう、指定専門型訪問サービス事業者は、当該指定専門型訪問サービス事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定専門型訪問サービス事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録

① 訪問型サービス基準要綱第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定専門型訪問サービス事業者は、指定専門型訪問サービスを提供した際には、当該指定専門型訪問サービスの提供日、内容（例えば、身体介護、生活援助）、第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、当該指定専門型訪問サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、訪問型サービス基準要綱第38条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

(10) 利用料等の受領

① 訪問型サービス基準要綱第20条第1項は、指定専門型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定専門型訪問サービスについての利用者負担として、第一号事業費用基準額の1割、2割又は3割（介護保険法第60条、第69条第5項又はその他市長の

定める規定の適用により第一号事業支給費の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。

- ② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定専門型訪問サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定専門型訪問サービスに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも第一号事業支給費の対象となる指定専門型訪問サービスのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

ア 利用者に、当該事業が指定専門型訪問サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが第一号事業支給費の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定専門型訪問サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。

ウ 会計が指定専門型訪問サービスの事業の会計と区分されていること。

- ③ 同条第3項は、指定専門型訪問サービス事業者は、指定専門型訪問サービスの提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定専門型訪問サービスを行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとし、第一号事業支給費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

- ④ 同条第4項は、指定専門型訪問サービス事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

#### (11) 第一号事業支給費の請求のための証明書の交付

訪問型サービス基準要綱第21条は、利用者が市町村に対する第一号事業支給費の請求を容易に行えるよう、指定専門型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスでない指定専門型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定専門型訪問サービスの内容、費用の額その他利用者が第一号事業支給費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

#### (12) 利用者に関する市町村への通知

訪問型サービス基準要綱第23条は、偽りその他不正な行為によって第一号事業支給費の支給を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態等又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った第一号事業支給費の徴収を行うことができることに鑑み、指定専門型訪問サービス事業者が、その利用者に関し、第一号事業支給費の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

#### (13) 緊急時等の対応

訪問型サービス基準要綱第24条は、訪問介護員等が現に指定専門型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師（以下「主治医」という）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

#### (14) 管理者及びサービス提供責任者の責務

訪問型サービス基準要綱第25条は、指定専門型訪問サービス事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に訪問型サービス基準要綱第2章第4節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定専門型訪問サービスに関するサービス内容の管理について必要な業務等として、訪問型サービス基準要綱第25条第3項各号に具体的に列記する業務を行うものである。この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定専門型訪問サービス事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定専門型訪問サービス事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。

また、同条第3項第3号において、サービス提供責任者は介護予防支援事業者等に対して、指定専門型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされているが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な情報の内容については、

例えば、

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
- ・薬の服用を拒絶している
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
- ・口臭や口腔内出血がある
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・食事量や食事回数に変化がある
- ・下痢や便秘が続いている
- ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられるが、介護予防支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとする。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で介護予防支援事業者等と調整しておくことが望ましい。

なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な専門型訪問サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、専門型訪問サービス事業

所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。

#### (15) 運営規程

訪問型サービス基準要綱第26条は、指定専門型訪問サービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定専門型訪問サービスの提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定専門型訪問サービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）

##### ① 指定専門型訪問サービスの内容（第4号）

「指定専門型訪問サービスの内容」とは、身体介護、生活援助のサービスの内容を指すものであること。

##### ② 利用料その他の費用の額（第4号）

「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定専門型訪問サービスに係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定専門型訪問サービスの利用料を、「その他の費用の額」としては、訪問型サービス基準要綱第20条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。

##### ③ 通常の事業の実施地域（第5号）

通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。

#### (16) 介護等の総合的な提供

訪問型サービス基準要綱第27条は、訪問型サービス基準要綱第4条の基本方針等を踏まえ、指定専門型訪問サービスの事業運営に当たっては、多種多様な専門型訪問サービスの提供を行うべき旨を明確化したものである。指定専門型訪問サービス事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定専門型訪問サービス事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供しなければならない。また、指定専門型訪問サービス事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業員の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触する

こととなる。

また「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。

#### (17) 勤務体制の確保等

訪問型サービス基準要綱第28条は、利用者に対する適切な指定専門型訪問サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定専門型訪問サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、当該指定専門型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定専門型訪問サービスを提供すべきことを規定したものであるが、指定専門型訪問サービス事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則（昭和61年厚生省令第49号）第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。）であってはならないことに留意すること。
- ③ 同条第3項は、当該指定専門型訪問サービス事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

#### (18) 衛生管理等

訪問型サービス基準要綱第29条は、指定専門型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定専門型訪問サービス事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定専門型訪問サービス事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

#### (19) 秘密保持等

- ① 訪問型サービス基準要綱第31条第1項は、指定専門型訪問サービス事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 同条第2項は、指定専門型訪問サービス事業者に対して、過去に当該指定専門型訪問サービ

ス事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定専門型訪問サービス事業者は、当該指定専門型訪問サービス事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

- ③ 同条第3項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報や、介護支援専門員や他のサービスの担当者とは共有するためには、指定専門型訪問サービス事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(20) 不当な働きかけの禁止

訪問型サービス基準要綱第32条の2は、介護予防支援事業者等に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定専門型訪問サービス事業者が、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター若しくは指定介護予防支援事業所の担当職員又は被保険者に対し、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものである。具体的には、例えば、指定専門型訪問サービス事業者と介護予防支援事業者等が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する専門型訪問サービスを介護予防サービス計画等に位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。

(21) 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止

訪問型サービス基準要綱第33条は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の公正中立性を確保するために、指定専門型訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(22) 苦情処理

- ① 訪問型サービス基準要綱第34条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
- ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定専門型訪問サービス事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定専門型訪問サービス事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定専門型訪問サービス事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、訪問型サービス基準要綱第38条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

#### (23) 地域との連携

訪問型サービス基準要綱第35条は、訪問型サービス基準要綱第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

#### (24) 事故発生時の対応

訪問型サービス基準要綱第36条は、利用者が安心して指定専門型訪問サービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定専門型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定専門型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定専門型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、訪問型サービス基準要綱第38条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定専門型訪問サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定専門型訪問サービス事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定専門型訪問サービス事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定専門型訪問サービス事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

#### (25) 会計の区分

訪問型サービス基準要綱第37条は、指定専門型訪問サービス事業者は、指定専門型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定専門型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところに準じるものであること。



#### 4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (1) 指定専門型訪問サービスの基本取扱方針

訪問型サービス基準要綱第39条にいう指定専門型訪問サービスの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ① 専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果をもつ観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- ④ 提供された専門型訪問サービスについては、専門型訪問サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

##### (2) 指定専門型訪問サービスの具体的取扱方針

- ① 訪問型サービス基準要綱第40条第1号及び第2号は、サービス提供責任者は、専門型訪問サービス計画を作成しなければならないこととしたものである。専門型訪問サービス計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、専門型訪問サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、専門型訪問サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ② 同条第3号は、専門型訪問サービス計画は、介護予防サービス計画等に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、専門型訪問サービス計画の作成後に介護予防サービス計画等が作成された場合は、当該専門型訪問サービス計画が介護予防サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

- ③ 訪問型サービス基準要綱第40条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、専門型訪問サービス計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容

について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。サービス提供責任者は、専門型訪問サービス計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、専門型訪問サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該専門型訪問サービス計画は、訪問型サービス基準要綱第38条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならないこととしている。

- ④ 訪問型サービス基準要綱第40条第8号は、指定専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
- ⑤ 同条第9号から第11号は、事業者に対して専門型訪問サービスの提供状況等について介護予防支援事業者等に対する報告の義務づけを行うとともに、専門型訪問サービス計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者等に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画等に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は専門型訪問サービス計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の専門型訪問サービス計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該専門型訪問サービス計画の変更を行うこととしたものである。

- ⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第30条第12号において「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」又は尼崎市介護予防ケアマネジメント実施要綱第29条第3号オにおいて担当職員は、「介護予防ケアプランに位置付けた指定事業者に対して、訪問型サービス基準要綱及び通所型サービス基準要綱において位置付けられている専門型訪問サービス計画及び介護予防型通所サービス計画の提出を求めるものとする。」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画等に基づきサービスを提供している介護予防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業者等から専門型訪問サービス計画の提供の求めがあった際には、当該専門型訪問サービス計画を提出することに協力するよう努めるものとする。

## 5 共生型専門型訪問サービスに関する基準

共生型専門型訪問サービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」）という。第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が、要支援者等に対して提供する指定専門型訪問サービスをいうものであり、共生型専門型訪問サービス事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

(1) 従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者（訪問型サービス基準要綱第41条の2第1号、第41条の3）

① 従業者（ホームヘルパー）

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下この5において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型専門型訪問サービスを受ける利用者（要支援者等）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

② サービス提供責任者

共生型専門型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型専門型訪問サービスの利用者（要支援者等）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型専門型訪問サービス事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。

なお、共生型専門型訪問サービス事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

③ 管理者

指定専門型訪問サービスの場合と同趣旨であるため、第3の1の(3)を参照されたいこと。なお、共生型専門型訪問サービス事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

(2) 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

(3) 指定共生型専門型訪問サービス事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要支援等高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（訪問型サービス基準要綱第41条の2第2号）

(4) 運営等に関する基準（訪問型サービス基準要綱第41条の3）

訪問型サービス基準要綱第41条の3の規定により、訪問型サービス基準要綱第4条並びに第

2章第4節及び第5節の規定は、共生型専門型訪問サービスの事業について準用されるものであるため、第3の3を参照されたいこと。

(5) その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

- ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの
- ・ 法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の介護予防認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの
- ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているものについても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。

なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるどうか判断することとなる。

#### 第4 標準型訪問サービス

##### 1 人員に関する基準

(1) 従事者の員数（訪問型サービス基準要綱第43条第1項）

- ① 指定標準型訪問サービス事業所における従事者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定標準型訪問サービスの事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。
- ② 勤務日及び勤務時間が不規則な従事者（以下「登録従事者」という。）についての勤務延時間数の算定については、登録従事者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等の事業所については、当該登録従事者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。
- ③ 従事者について、訪問型サービス基準要綱第43条第1項に規定する市長が指定する研修の受講者とは、尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者、兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に基づき兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者若しくはみなした者又は大阪市訪問型サービス（第一号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に規定する市

長が指定する研修を定める要綱に基づき実施された研修の修了者とする。

なお、法第8条（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。）同法第8条の2（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）及び同法115条の45第1項第1号ロに規定するサービスを行う事業において、雇用期間が通算1年以上の実務経験がある者であって、従事後1年以内に当該研修を修了することが確実に見込まれる場合は従事者と同等の取扱いをすることができる。

(2) 訪問事業責任者（訪問型サービス基準要綱第43条第2項）

- ① 従事者のうち、訪問事業責任者を1以上置かなければならないこととされたがその具体的取扱は次のとおりとする。なお、これについては、指定標準型訪問サービス事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、当該事業所の利用者の数や業務の実態等に応じて必要な員数を配置するものとする。

ア 管理者が訪問事業責任者を兼務することは差し支えないこと。

- ② 訪問型サービス基準要綱第43条第3項の市長がこれらの者と同等の能力があると認める者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

ア 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に定める者

イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者

ウ 改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者

エ 市長が指定する研修の受講者

- ③ 訪問事業責任者について、その具体的取扱は次のとおりとする。

ア 専ら指定標準型訪問サービスの職務に従事する者であること。

イ アにかかわらず、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に定める者の場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務については、第2の2の(3)にいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。

- ④ 訪問型サービス基準要綱第43条第4項ただし書は、指定標準型訪問サービスの利用者の数と、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護又は指定専門型訪問サービス（以下この号において「指定訪問介護等」という。）の利用者の数を合計し、当該利用者の数が、指定訪問介護等の人員に関する基準により現に配置されているサービス提供責任者の員数における利用者数の上限を超える場合は、別に訪問事業責任者を1以上置かなければならないことについて規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア 指定標準型訪問サービスの利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とすること。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

イ 別に訪問事業責任者を1以上配置した場合において、指定訪問介護等のサービス提供責任者が指定標準型訪問サービスの利用者を担当することを妨げるものではないが、その場合においては、指定訪問介護等のサービス提供責任者が担当する指定訪問介護等と指定標準型訪問サービスの利用者の数が、指定訪問介護等のサービス提供責任者の員数における利用者の数の範囲内に収めなければならないこと。また、訪問事業責任者が指定訪問介護等の利用者を担当してはならないこと。

ウ 指定標準型訪問サービスの利用者の数が増加した場合等は、必要な員数の訪問事業責任者を配置することが望ましいこと。

## 2 設備に関する基準（訪問型サービス基準要綱第44条）

(1) 指定標準型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定標準型訪問サービスの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定標準型訪問サービス事業者は、指定標準型訪問サービスに必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定標準型訪問サービスの事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

## 3 運営に関する基準

### (1) 管理者及び訪問事業責任者の責務

訪問型サービス基準要綱第45条は、指定標準型訪問サービス事業所の管理者と訪問事業責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に訪問型サービス基準要綱第3章第4節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、訪問事業責任者は、指定標準型訪問サービスに関するサービス内容の管理について必要な業務等として、訪問型サービス基準要綱第45条第3項各号に具体的に列記する業務を行うものである。

この場合、複数の訪問事業責任者を配置する指定標準型訪問サービス事業所において、訪問事業責任者間での業務分担を行うことにより、指定標準型訪問サービス事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人の訪問事業責任者が当該業務の全てを行う必要はない。

また、同条第3項第3号において、訪問事業責任者は介護予防支援事業者等に対して、指定標準型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされているが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な情報の内容については、第3の3の(14)に示されているもの等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられるが、介護予防支援事業者等に対して情報提供する内容は、訪問事業責任者が適切に判断することとする。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で介護予防支援事業者等と調整しておくことが望ましい。

なお、訪問事業責任者は、利用者に対して適切な標準型訪問サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、標準型訪問サービス事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。

## (2) 受給資格の確認等

① 訪問型サービス基準要綱第45条の2第1項は、指定標準型訪問サービスの利用に係る費用につき第一号事業支給費を受けられることができるのは、要支援認定又は事業対象者の該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定標準型訪問サービス事業者は、指定標準型訪問サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定標準型訪問サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定標準型訪問サービス事業者は、これに配慮して指定標準型訪問サービスを提供するように努めるべきことを規定したものである。

## (3) 要支援認定等の申請に係る援助

① 訪問型サービス基準要綱第45条の3第1項は、要支援認定等の申請がなされていれば、要支援認定等の効力が申請時に遡ることにより、指定標準型訪問サービスの利用に係る費用が第一号事業支給費の対象となりうることを踏まえ、指定標準型訪問サービス事業者は、利用申込者が要支援認定等を受けていないことを確認した場合には、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、要支援認定を継続し、継続して第一号事業支給費を受けるためには要支援更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていること又は事業対象者の有効期間が原則として1年ごとに終了し、継続して第一号事業支給費を受けるためには1回限りにおいて事業対象者の該当の有無の判断ができることを踏まえ、指定標準型訪問サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、又は事業対象者の該当の有無の判断が事業対象者の有効期間が終了する前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(4) 不当な働きかけの禁止

訪問型サービス基準要綱第45条の4は、介護予防支援事業者等に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定標準型訪問サービス事業者が、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター若しくは指定介護予防支援事業所の担当職員、被保険者又は事業対象者に対し、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものである。具体的には、例えば、指定標準型訪問サービス事業者と介護予防支援事業者等が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する標準型訪問サービスを介護予防サービス計画等に位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。

(5) 準用

訪問型サービス基準要綱第47条の規定により、訪問型サービス基準要綱第6条、第8条から第10条まで、第13条から第24条まで、第26条、第28条から第32条まで、第33条から第37条までは、指定標準型訪問サービスの事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)、第3の3の(1)から(3)まで、(6)から(13)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(25)までを参照されたい。この場合において、これらの規定中「指定専門型訪問サービス」とあるのは「指定標準型訪問サービス」、「訪問介護員等」とあるのは「従事者等」と読み替えるものとする。

4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定標準型訪問サービスの基本取扱方針

訪問型サービス基準要綱第48条にいう指定標準型訪問サービスの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

① 標準型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。



- ② 介護予防の十分な効果をもつて高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があると指摘を踏まえ「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- ④ 提供された標準型訪問サービスの事業については、介護予防サービス計画等に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

## (2) 指定標準型訪問サービスの具体的取扱方針

- ① 訪問型サービス基準要綱第49条第3号は、指定標準型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
- ② 同条第4号及び第5号は、事業者に対して標準型訪問サービスの提供状況等について介護予防支援事業者等に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防サービス計画等に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者等に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画等に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防サービス計画等に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防サービス計画等に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等に、報告を行うこととしたものである。

## 5 共生型標準型訪問サービスに関する基準

共生型標準型訪問サービスは、指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が、要支援者等に対して提供する指定標準型訪問サービスをいうものであり、共生型標準型訪問サービス事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

### (1) 従業者の員数及び管理者（訪問型サービス基準要綱第51条第1号、第52条）

#### ① 従業者

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下この5において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型標準型訪問サービスを受ける利用者（要支援者等）

の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

② 管理者

指定専門型訪問サービスの場合と同趣旨であるため、第3の1の(3)を参照されたいこと（この場合において、「指定専門型訪問サービス事業所」とあるのは「指定専門型訪問サービス事業所」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者等」と、それぞれ読み替えるものとする。）。なお、共生型標準型訪問サービス事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

(2) 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

(3) 指定共生型標準型訪問サービス事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要支援等高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（訪問型サービス基準要綱第51条第2号）

(4) 運営等に関する基準（訪問型サービス基準要綱第52条）

訪問型サービス基準要綱第52条の規定により、訪問型サービス基準要綱第42条並びに第3章第4節及び第5節の規定は、共生型標準型訪問サービスの事業について準用されるものであるため、第4の3を参照されたいこと。

(5) その他の共生型サービスについて

指定専門型訪問サービスの場合と同趣旨であるため、第3の5の(5)を参照されたいこと。

## 第5 介護予防型通所サービス

### 1 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（通所型サービス基準要綱第5条）

① 指定介護予防型通所サービスの単位とは、同時に、一体的に提供される指定介護予防型通所サービスをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

ア 指定介護予防型通所サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

イ 午前と午後とで別の利用者に対して指定介護予防型通所サービスを提供する場合

また、利用者ごとに策定した介護予防型通所サービス計画に位置づけられた内容の介護予防型通所サービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して介護予防型通所サービスを行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

② 通所型サービス基準要綱第5条第1項第1号の生活相談員、同項第3号の介護職員及び同条

第2項の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。

- ③ 生活相談員については、指定介護予防型通所サービスの単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定介護予防型通所サービス事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

#### **(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)**

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定介護予防型通所サービスを実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定介護予防型通所サービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定介護予防型通所サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の介護予防サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定介護予防型通所サービス事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

- ④ 通所型サービス基準要綱第5条第1項第3号にいう介護職員（第2項の適用を受ける場合の看護職員又は介護職員を含む。以下④について同じ）については、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。

#### **(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)**

- ・利用者数15人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

- ・利用者数16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝ $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$

※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、 $(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$ となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表3に示すものとする。

なお、介護職員については、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定介護予防型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定介護予防型通所サービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

- ⑤ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定介護予防型通所サービス事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定介護予防型通所サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定介護予防型通所サービス事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお「密接、かつ適切な連携」とは、指定介護予防型通所サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

- ⑥ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定介護予防型通所サービスについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定介護予防型通所サービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定介護予防型通所サービスを提供する場合であって、それぞれの指定介護予防型通所サービスの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

⑦ 同一事業所で複数の単位の指定介護予防型通所サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである（通所型サービス基準要綱第5条第7項関係。）

(2) 生活相談員（通所型サービス基準要綱第5条第1項第1号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

(3) 機能訓練指導員（通所型サービス基準要綱第5条第6項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

(4) 管理者（通所型サービス基準要綱第6条）

専門型訪問サービスの場合と同趣旨であるため、第3の1の(3)を参照されたい。

2 設備に関する基準（通所型サービス基準要綱第7条）

(1) 事業所

事業所とは、指定介護予防型通所サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定介護予防型通所サービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

(2) 食堂及び機能訓練室

指定介護予防型通所サービス事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定介護予防型通所サービスの機能訓練室等」という。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定介護予防型通所サービスが原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定介護予防型通所サービスの単位をさらにグループ分けして効果的な指定介護予防型通所サービスの提供が期待される場合はこの限りではない。

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

#### (4) 設備に係る共用

指定介護予防型通所サービス事業所と指定介護予防サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定専門型訪問サービス事業所及び指定標準型訪問サービス事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、指定介護予防型通所サービス事業所の機能訓練室等と、指定介護予防型通所サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定介護予防通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

ア 当該部屋等において、指定介護予防型通所サービス事業所の機能訓練室等と指定介護予防通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

イ 指定介護予防型通所サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定介護予防型通所サービス事業所の設備基準を満たし、かつ、指定介護予防通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、通所型サービス基準要綱第28条第2項において、指定介護予防型通所サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

#### (5) 指定介護予防型通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防型通所サービス以外のサービスを提供する場合

指定介護予防型通所サービスの提供以外の目的で、指定介護予防型通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防型通所サービス以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25条厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第3の6の2の(5)に規程する別紙様式によるものとする。また、指定介護予防型通所サービス事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を兵庫県に報告し、兵庫県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定介護予防型通所サービス事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に市長に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出るよう努めることとする。

### 3 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

① 通所型サービス基準要綱第19条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定専門型訪問サービスに係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。

② 同条第3項は、指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に関して、

ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

イ 食事の提供に要する費用

ウ おむつ代

エ 前各号に掲げるもののほか、介護予防型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、第一号事業支給費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の定めるところによるものとし、エの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

③ 通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができるが、介護予防型通所サービスでは、受け取ることができないので留意すること。

(2) 管理者の責務

通所型サービス基準要綱第23条は、指定介護予防型通所サービス事業所の管理者の責務を、指定介護予防型通所サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者に通所型サービス基準要綱第3章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

(3) 運営規程

通所型サービス基準要綱第24条は、指定介護予防型通所サービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定介護予防型通所サービスの提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護予防型通所サービス事業所ごとに

義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 営業日及び営業時間（第3号）

指定介護予防型通所サービスの営業日及び営業時間を記載すること。

② 指定介護予防型通所サービスの利用定員（第4号）

利用定員とは、当該指定介護予防型通所サービス事業所において同時に指定介護予防型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。

③ 指定介護予防型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額（第5号）

「指定介護予防型通所サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。

④ サービス利用に当たっての留意事項（第7号）

利用者が指定介護予防型通所サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。

⑤ 非常災害対策（第9号）

(5)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。

⑥ その他運営に関する重要事項（第10号）

高齢者

(4) 勤務体制の確保等

通所型サービス基準要綱第25条は、利用者に対する適切な指定介護予防型通所サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防型通所サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

② 同条第2項は、原則として、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者たる介護予防型通所サービス従業者によって指定介護予防型通所サービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

(5) 非常災害対策

通所型サービス基準要綱第27条は、指定介護予防型通所サービス事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力



してもらえようような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護予防型通所サービス事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護予防型通所サービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

#### (6) 衛生管理等

通所型サービス基準要綱第28条は、指定介護予防型通所サービス事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定介護予防型通所サービス事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

#### (7) 事故発生時の対応

通所型サービス基準要綱第35条は、利用者が安心して指定介護予防型通所サービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、通所型サービス基準要綱第35条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定介護予防型通所サービス事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定介護予防型通所サービス事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定介護予防型通所サービス事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定介護予防型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

#### (8) 準用

通所型サービス基準要綱第19条第1項、第2項及び第5項の規定は、訪問型サービス基準要綱に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。

通所型サービス基準要綱第8条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第30条、第32条、第33条、第34条第4項、第35条第1項から第3項まで及び第5項並びに第36条の規定は、訪問型サービス基準要綱第8条から第12条、第15条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第31条、第33条から第37条の規定と同趣旨であるため、第3の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)から(13)、(19)、(21)から(25)までを参照されたい。この場合において、これらの規定中「指定専門型訪問サービス」とあるのは「指定介護予防型通所サービス」、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

### 4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### (1) 指定介護予防型通所サービスの基本取扱方針

通所型サービス基準要綱第38条にいう指定介護予防型通所サービスの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ① 介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- ④ 提供された介護予防型通所サービスについては、介護予防型通所サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

#### (2) 指定介護予防型通所サービスの具体的取扱方針

① 通所型サービス基準要綱第39条第1号及び第2号は、管理者は、介護予防型通所サービス計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防型通所サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防型通所サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防型通所サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

② 同条第3号は、介護予防型通所サービス計画は、介護予防サービス計画等に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防型通所サービス計画の作成後に介護予防サービス計画等が作成された場合は、当該介護予防型通所サービス計画が介護予防サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

③ 同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防型通所サービス計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防型通所サービス計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防型通所サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該介護予防型通所サービス計画は、通所型サービス基準要綱第37条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならないこととしている。

④ 通所型サービス基準要綱第39条第8号は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

⑤ 同条第9号から第11号は、事業者に対して介護予防型通所サービスの提供状況等について介護予防支援事業者等に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防型通所サービス計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。介護予防支援事業者等に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画等に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防型通所サービス計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防型通所サービス計画に定める目標の達成状況の把

握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防型通所サービス計画の変更を行うこととしたものである。

- ⑥ 介護予防サービス計画等に基づきサービスを提供している指定介護予防型通所サービス事業者については、第3の4の(2)の⑥を準用する。この場合において「専門型訪問サービス計画」とあるのは「介護予防型通所サービス計画」と読み替える。

## 5 共生型介護予防型通所サービスに関する基準

共生型介護予防型通所サービスは、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要支援者等に対して提供する指定介護予防型通所サービスをいうものであり、共生型介護予防型通所サービス事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

### (1) 従業者の員数及び管理者（通所型サービス基準要綱第42条第1号、第43条）

#### ① 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下この5において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型介護予防型通所サービスを受ける利用者（要支援者等）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型介護予防型通所サービスを受ける利用者（要支援者等）は障害支援区分3とみなして計算すること。

#### ② 管理者

指定専門型訪問サービスの場合と同趣旨であるため、第3の1の(3)を参照されたい。なお、共生型介護予防型通所サービス事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

### (2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要支援者等が使用するものに適したものとすよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要支援者等、障害者及び障害児に同じ場所で同

時に提供することを想定していることから、要支援者等、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

- (3) 指定介護予防型通所サービス事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要支援者等の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(通所型サービス基準要綱第42条第2号)

- (4) 運営等に関する基準(通所型サービス基準要綱第43条)

通所型サービス基準要綱第43条の規定により、通所型サービス基準要綱第4条、第7条第4項並びに第5節及び第6節の規定は、共生型介護予防型通所サービスの事業について準用されるものであるため、第5の2の(5)、3及び4を参照されたいこと。

この場合において、準用される通所型サービス基準要綱第24条第4号及び第26条の規定について、共生型介護予防型通所サービスの利用定員は、共生型介護予防型通所サービスの指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要支援者等)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が10人という場合、要支援者等と障害者及び障害児とを合わせて10人という意味であり、利用日によって、要支援者等が5人、障害者及び障害児が5人であっても、要支援者が2人、障害者及び障害児が8人であっても、差し支えないこと。

- (5) その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

- ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの
- ・ 法令上、「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス(例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の介護予防認知症対応型共同生活介護)について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの
- ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているもの

についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。

なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるどうか判断することとなる。

- (6) その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サー

ビスは、要支援者等、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。

このため、同じ場所において、サービスを時間によって要支援者等、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要支援者等に対して介護予防型通所サービス、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものである。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

#### 別表1

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数	①に基づき置かなければならない 常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必 要となる常勤のサービス提供責任者
40人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
160人超200人以下	5	4
200人超240人以下	6	4
240人超280人以下	7	5
280人超320人以下	8	6
320人超360人以下	9	6
360人超400人以下	10	7
400人超440人以下	11	8
440人超480人以下	12	8
480人超520人以下	13	9
520人超560人以下	14	10
560人超600人以下	15	10
600人超640人以下	16	11

別表 2

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数（訪問型サービス基準要綱第5条第5項の規定の適用を受ける指定専門型訪問サービス事業所の場合）

利用者の数	訪問型サービス基準要綱第5条第5項の規定の適用を受ける専門型訪問サービス事業所が置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
50人以下	3	3
50人超 100人以下	3	3
100人超 150人以下	3	3
150人超 200人以下	4	3
200人超 250人以下	5	4
250人超 300人以下	6	4
300人超 350人以下	7	5
350人超 400人以下	8	6
400人超 450人以下	9	6
450人超 500人以下	10	7
500人超 550人以下	11	8
550人超 600人以下	12	8
600人超 650人以下	13	9

別表 3

介護予防型通所サービスの人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

		平均提供時間数						
		3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
利用者	5人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	10人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	15人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	16人	3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間
	17人	4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間

	18 人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19 人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20 人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間